

学校指定取扱関連規則 目次

|      |                        |
|------|------------------------|
| 第1条  | 目的                     |
| 第2条  | 変更                     |
| 第3条  | 指定学校等の定義               |
| 第4条  | 指定学校としての指定条件           |
| 第5条  | 指定の申請                  |
| 第6条  | 指定および指定の取消し            |
| 第7条  | 指定期間の限定                |
| 第8条  | 継続指定の申請                |
| 第9条  | 指定部科としての追加申請および指定変更の申請 |
| 第10条 | 休校および廃校の届出             |
| 第11条 | 通学証明書の交付               |
| 第12条 | 通学証明書の発行方              |
| 第13条 | 通学証明書発行台帳の整備           |
| 第14条 | 実習用定期乗車券の発売についての取扱い    |
| 第15条 | 学生証明書の交付               |
| 第16条 | 学生証明書の発行方              |
| 第17条 | 学生証明書発行台帳の整備           |
| 第18条 | 通学証明書等の発行監査            |
| 第19条 | 通学証明書等の不正発行等に対する取扱い    |

## 学校指定取扱関連規則

2021.3.27 現在

### 1. 総則

#### 【目的】

**第1条** この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)が、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)によって学校の学生等に通学定期乗車券等を発売する場合に、その対象となる学校の指定ならびにこれに関連する事項の取扱方を定め、もって事務の適正化を図ることを目的とする。

#### 【変更】

**第2条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

## 2. 指定学校

### 【指定学校等の定義】

**第3条** この規則における「指定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校および幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあっては、当社の指定を受けた学校に限る。
- (2) 前号以外の国公立の学校(その他の教育施設を含む。以下、国公立の学校について同じ)であって、当社の指定を受けた学校
- (3) 学校教育法第124条および第134条の規定によって設立した私立学校であって、当社の指定を受けた学校
- (4) 外国の大学、大学院または短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第4号、第155条第2項第7号または第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院または短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校

**2** この規則において「指定学校の学生・生徒・児童または幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等(以下、「部科」という)に在学し、教育を受ける者をいう。

- (1) 前項第1号に規定する学校の場合  
学校教育法の定めによる通常の教育課程を行う部科
- (2) 前項第2号に規定する学校および同項第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合  
学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科
- (3) 前項第3号に規定する学校で、学校教育法第124条の規定によるものの場合  
専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第2条第1項に規定する学科の属する分野
- (4) 前項第4号に規定する学校の場合  
学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第7号または第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院または短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定する課程

**【指定学校としての指定条件】**

**第4条** 前条第1項第1号ただし書および第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があった学校であって、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 修業期間は、連続して12か月以上となっていること
- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること
- (3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となっていること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあっては、20人以上とする。
- (4) 教育課程および生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は、3人とする。
- (5) 入学期または卒業期は、年2回以内であって、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校にあっては、年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期または卒業期以外の月に入学させ、または卒業させていないこと
- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となっていること。
- (8) 短期修業または一部学科の専修を認めていないこと

**2** 前条第1項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可を得ていること
- (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1か年を経過していること。

**3** 前条第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第7号または第156条第3号の規定により所管大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

### 【指定の申請】

**第5条** 学校の代表者は、第3条第1項第1号ただし書き、第2号、第3号または第4号に規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を運輸部長に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。

2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 当社が定める様式の、学校指定申請書
- (2) 設立の告示、認可書または学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第7号または第156条第3号の規定による所管大臣の指定の告示の写(以下、これらを「設立認可書等」という)
- (3) 学則

監督庁に届出済みのものであって、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代わる書類を学則に添付するものとする。

ア 修業年限・学年・学期および授業を行わない日(休業日)に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

ウ 学科課程および授業時数に関する事項

エ 部科別定員および教職員の組織に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学および卒業に関する事項

カ 第3条第1項第1号ただし書の学校が高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第2条に規定する面接指導、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条または短期大学通信教育設置基準(昭和57年文部省令第3号)第3条に規定する面接授業(以下、これらを「面接授業」という)を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、当該面接授業を行う施設名(呼称がある場合)、住所、連絡先および最寄り駅に関する事項

- (4) 部科別の在籍生徒現在数および教員の現在数を記載した書類
- (5) 1週間に行う部科別の授業科目および授業時間数を記載した書類
- (6) 学校所在地の最寄り駅および社線利用の状況を記載した書類

### 【指定および指定の取消し】

**第6条** 当社は、前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者に、当社が定める書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であっても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取消すことがある。

2 前項の規定による指定学校としての指定は、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。

3 第1項の規定により指定を受けた学校の代表者は、当社が定める書式による請書を運輸部長に提出しなければならない。

**【指定期間の限定】**

**第7条** 第3条第1項第1号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であって、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合ならびに同条同項第2号、第3号および第4号に規定する指定学校としての指定は、期間を限定して行う。

**【継続指定の申請】**

**第8条** 前条により指定期間を限定された指定学校が、指定期限後に引き続き指定学校としての指定を受けようとするときは、当該学校の代表者は、指定期限の3か月前までに、第5条に規定する指定申請の手続を行わなければならない。この場合には、設立認可書等の提出を省略することができる。

2 前項の規定により提出する学校指定申請書の本文には、継続申請である旨および指定番号を附記するものとする。

**【指定部科としての追加申請および指定変更の申請】**

**第9条** 指定学校が、既に指定されている部科以外の部科について指定部科として追加指定を受けようとする場合および学則の変更によりその既指定部科の内容に変更を生じた場合は、当該学校の代表者は、当社が定める様式による学校指定変更届を運輸部長に提出するものとする。

2 指定部科としての追加申請については、前項の規定によるほか、第5条第2項および第7条の規定を準用する。ただし、当社において特に支障がないと認めるときは、設立認可書等の提出を省略することができる。

3 指定学校が、校名・部科名・所在地・最寄り駅・面接授業施設等に変更を生じたときは、当該学校の代表者は、前各項の規定に準じ、すみやかに指定変更届を提出するものとする。

**【休校および廃校の届出】**

**第10条** 指定学校を休校し、または廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、当社が定める様式による休校申請書または廃校申請書を、運輸部長あてに提出するものとする。

**【通学証明書の交付】**

**第11条** 指定学校の学生・生徒・児童または幼児に対する営業規則第21条第4項に規定する通学証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。

2 通学証明書は指定学校の代表者が作製するものとする。

### 【通学証明書の発行方】

第12条 指定学校の代表者は、通学証明書を学生・生徒・児童または幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、通学証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。

- (1) 発行番号
- (2) 学校種別または指定番号
- (3) 区分
- (4) 氏名(フリガナ)・生年月日および年令
- (5) 住所
- (6) 部科および学年
- (7) 通学区間
- (8) 通学定期乗車券の通用期間
- (9) 証明書番号(学籍番号)
- (10) 有効期間
- (11) 発行年月日
- (12) 学校所在地
- (13) 学校名
- (14) 学校代表者氏名

2 新たに入学する学生・生徒・児童または幼児に対する通学証明書の交付は、本人が当該指定学校への入学手続を完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのものについては、学年の始期以前であってもこれを行うことができる。ただし、学年の始期以前に発行する通学証明書には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を記入しなければならない。

3 卒業する予定の学生・生徒・児童または幼児に対する通学証明書の交付は、学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その表面余白に「何月何日まで有効」の例により、学年の終期を記入しなければならない。

4 第14条の規定による実習のために交付する通学証明書は、欄外左方上部に「阪急実習承認」と記載するものとする。

5 指定学校の夏期・冬期の休暇その他長期休暇後に使用する通学証明書は、次の各号により、これを当該休暇前または休暇中に発行することができる。

- (1) 発行年月日は所定によって記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を記入して学校代表者の職印を押し。
- (2) 有効開始日は、発行年月日から2か月以内の日とする。

6 卒業する予定の学生・生徒・児童または幼児に交付する通学証明書の通学定期乗車券の通用期間は、学年の終期以後1か月をこえるものを記入しないものとする。

7 通信による教育を行う学校の学生または生徒に交付する通学証明書は、面接期間または試験期間に有効なものに限るものとし、通学証明書の通学定期乗車券の通用期間は、面接期間または試験期間の終期以後1か月をこえるものを記入しないものとする。ただし、通信による教育を行う学校のうち、放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により

設置された大学の学生に対しては、通学証明書を交付しない。

- 8 通学証明書の発行者が記入する事項は、誤って記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押して訂正することができる。

#### 【通学証明書発行台帳の整備】

第13条 指定学校の代表者は、通学証明書の交付については、通学証明書発行台帳を備えつけ、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 通学証明書発行台帳の様式は、当社が定める。

(注) 実習用の通学証明書を発行したときは、記事欄に「実習」と赤書きする。

#### 【実習用定期乗車券の発売についての取扱い】

第14条 指定学校の代表者は、学生または生徒に学習単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通わせる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書を運輸部長に提出し、通学定期乗車券の購入について承認を受けることができるものとする。この場合に発行する通学証明書は「阪急実習承認」の押印したものとする。ただし、学生または生徒が、当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合および交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。

- (1) 実習を必要とする事由
- (2) 学習科目および指導教員の氏名
- (3) 実習先の所在地、名称
- (4) 実習期間
- (5) 実習先最寄り駅
- (6) 実習のため通学する学生または生徒の部科・学年・氏名・年令および現住所

2 前項の規定は、次の各号の場合について準用する。

- (1) その学校の運動場・工場・農場・実験場等に通う場合
- (2) 学生または生徒を、教育実習のため、在籍する指定学校の代表者の指定した他の指定学校に通わせる場合
- (3) 高等学校衛生看護科の生徒を、学習単位習得の必要により、在籍する指定学校の代表者の指定した実習病院に通わせる場合
- (4) 登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合
- (5) 通信制または定時制高等学校の全科履修生で特定技能施設に通所する場合

3 本条の規定により実習用通学定期券を発売した場合は、定期券面に「実」を表示する。



### 【学生証明書の交付】

- 第 15 条 指定学校の学生・生徒・児童または幼児に対する営業規則第 75 条第 1 項に規定する学生証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。
- 2 営業規則第 75 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用学生証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒および放送大学学園法(平成 14 年法律第 156 号)第 4 条の規定により設置された大学の学生に対しては交付しないものとする。
- 3 学生証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。

### 【学生証明書の発行方】

- 第 16 条 指定学校の代表者は、学生証明書を学生・生徒・児童または幼児に交付するときは、これを次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学生証明書発行台帳に対して契印を押したうえ、交付するものとする。
- (1) 番号
  - (2) 学校種別または指定番号
  - (3) 部科および学年
  - (4) 氏名・生年月日および年令
  - (5) 住所
  - (6) 発行年月日
  - (7) 学校所在地
  - (8) 学校名
  - (9) 学校代表者氏名
- 2 指定学校の代表者は、学生証明書を交付した後、記載事項に異動を生じたときは、直ちに訂正し、常に正しいものを携行させるものとする。
- 3 指定学校の代表者は、学生・生徒・児童または幼児に新たな学生証明書を交付したときは、旧の学生証明書を回収し、学生・生徒・児童または幼児が卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに学生証明書を回収するものとする。
- 4 第 12 条第 2 項、第 3 項、第 8 項の規定は、学生証明書の発行方について準用する。

### 【学生証明書発行台帳の整備】

- 第 17 条 指定学校の代表者は、学生証明書の交付については、学生証明書の発行台帳を備えつけ、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 2 学生証明書発行台帳の書式は、当社が定める。

### 3. 発行監査

#### 【通学証明書等の発行監査】

**第18条** 当社は、必要に応じて、通学証明書および学生証明書の出納または発行の適否・所定の者以外の者に対する発行の有無その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行うことがある。また、第3条第1項第2号および第3号の規定による指定学校の代表者に対し、在籍する学生・生徒数ならびに通学証明書の発行枚数を、指定部科別・月別に区分して調査した書類の提出を求めることができるものとする。

#### 【通学証明書等の不正発行等に対する取扱い】

**第19条** 営業規則第21条の規定による通学証明書または営業規則第75条の規定による学生証明書を、発行者が使用資格者以外の者または営業規則第17条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき、もしくはその他正規に反する取扱いを認められたときは、当社はその学校に対して次の各号に定める措置を行うことがある。

- (1) 当該学校が第3条第1項第1号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。
- (2) 当該学校が第6条第1項本文の規定により当社の指定を受けた学校である場合は、この指定を取り消すことがある。
- (3) 前各号によるほか、当該学校に対して、営業規則第98条の規定により収受する旅客運賃および増運賃を収受することがある。